

B 3 — 4 8

5 年 保 存 (常)

(令和10年12月31日まで)

F N . B 3 — 5 — 0

鹿 人 少 第 7 3 号

鹿 總 第 2 8 号

令 和 5 年 3 月 2 3 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

本 部 長

担当 少年サホート係 TEL [REDACTED]

少年相談の実施要領について（通達）

少年相談の取扱いについては、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第8条、「鹿児島県少年警察活動規程」（平成14年鹿児島県警察本部訓令第27号）及び「警察安全相談業務の的確な推進について（通達）」（令和3年3月29日付け鹿相第64号ほか）に定めるもののほか、「少年相談の実施要領について（通達）」（令和元年5月17日付け鹿少第75号ほか。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、令和4年4月1日、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）及び犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）が施行されたことに伴い、鹿児島県少年警察活動規程の一部が改正されたことから、別添「少年相談の実施要領」についてもその一部を改正したので、引き続き、適正かつ効果的な活動の実施に努められたい。

なお、本通達は令和5年4月1日から施行し、旧通達については、令和5年3月31日に限り廃止とする。

別添

少年相談の実施要領

1 制定の趣旨

少年又はその保護者等から少年の非行防止その他少年の健全な育成に係る事項に関し、悩みごと、困りごと等の相談があったときに、その内容に応じ、必要な指導、助言その他の援助を行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 少年相談担当責任者及び少年相談担当者の指定

警察署長は、少年警察活動を担当する課長に少年相談担当責任者として少年相談の処理を統括させるものとする。

また、少年相談担当責任者は、少年警察部門の警察職員の中から少年相談を処理するために必要な知識及び技術を有すると認められる者を少年相談担当者に充て、少年相談の処理に従事させるものとする。

3 少年相談の取扱い

少年又はその保護者等から少年相談があったときは、原則として少年相談担当者が取り扱うものとし、少年相談担当者以外の警察職員が少年相談を受けた場合には、少年相談担当者に引き継ぐものとする。ただし、少年相談担当者以外の警察職員が当該少年相談を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、警察署長に報告し、少年相談担当責任者に連絡した上、自ら当該少年相談を処理することができる。

4 少年相談の措置

(1) 少年相談担当者は、自ら受理し、又は少年相談担当者以外の職員が受理し、引継ぎを受けた少年相談について、少年相談担当責任者に相談内容を報告の上、必要な指揮を受けた後、相談者に対し適宜指導、助言その他の援助を与えるものとする。

(2) 少年相談に係る事案を解決するため、当該少年相談において問題となっている少年（以下「対象少年」という。）自身に面接し、これに対する指導、助言その他の援助を行うことが必要であると認められるときは、警察署長に報告の上、対象少年の保護者等と連絡をとり、対象少年を適当な場所に招致して指導、助言その他の援助を行う。ただし、対象少年が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）の場合は、本人と連絡をとり、指導、助言その他の援助を行うものとする。この場合に、当該特定少年の指導、助言その他の援助を行う観点から、その両親等に併せて連絡することは差し支えない。

また、対象少年に対して相当期間継続して指導、助言その他の援助を行うことが必要であると認められる場合は、対象少年の性格を正しく把握した上、非行等の原因、家庭環境等について改善を促すなど継続的に指導、助言その他の援助を行うほか、必要に応じて、児童相談所、学校等の関係機関等が対象少年に係る情報を共有し、連携して対応する少年サポートチームを効果的

に活用するものとする。

- (3) 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐ等相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

5 人身安全・少年課による警察署に対する支援強化

人身安全・少年課長は、警察署が取り扱う少年相談のうち、カウンセリング等の専門的な指導・助言のほか、他機関における対応が適當と認められる相談等については、少年サポートセンターが主体となって警察職員又は少年補導職員の派遣や関係機関への連絡・調整を行うなど必要な支援を積極的に行うこと。

6 配意事項

- (1) 少年相談は、少年警察部門の職員が配置された施設内において行うことが原則であるが、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適當な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。
- (2) 少年相談の実施に当たっては、相談者の心情を十分に考慮して行うとともに、関係者の秘密の保持に特に配意するものとする。
- (3) 人身安全・少年課及び各警察署においては、少年相談の利用を促進するため、広報に努めるとともに、少年相談室等を設けたときは、当該施設の入口等に適當な表示を掲げるものとする。
- (4) 少年相談を推進するに当たっては、少年相談担当者が少年相談に関する教養や研修を受けられるように留意し、関係機関との事例研究会、情報交換会等を開催するなど関係機関との連携の強化にも配意して、少年相談の処理体制の充実を図るものとする。